

平成 23 年 12 月 吉日

福島県より県外へ移動された妊産婦様へ

福島県立医科大学理事長 菊地 臣一
福島県産婦人科医会会長 幡 研一
福島県産科婦人科学会会長 藤森 敬也

福島県妊産婦の平成 23 年度県民健康管理調査(妊産婦用調査票)のご案内

拝啓

初冬の候、福島県より遠方に移動された妊産婦の皆様におかれましては、大変な日々を過ごされていることと
思います。また、福島県への想いを募らされていることとお察しいたします。

さて、今回の震災に伴い福島県では、県民の長期にわたる健康管理の取り組みの一つとして「妊産婦さんへの
調査」を行うことになりました。ご存じのこととは思いますが、福島第一原発の事故以降福島県内外の県民の皆
様のご不安は大きく、県内での移動・避難はもちろん、県外まで移動・避難された方も多数いらっしゃるのが現
状です。そのため、各自治体や医療機関も妊産婦様の移動状況のすべてを把握できず、十分な母児管理指導など
のケアが行えていない状況です。

そこで福島県として、今回の震災以降、ご不安を抱えた妊産婦様に対しまして母児管理指導含めた協力体制と
連絡体制を確立したいと考えております。そして、その不安を払拭すると同時に、今回の震災における体調の変
化や困難、問題点などの収集をし、妊産婦様に少しでもお役に立てればとの思いから、現時点で健康調査を行う
ことになりました。

つきましては、今回の震災以降に福島県より県外に移動された妊産婦様におかれましては、下記「県民健康管
理センター」にご連絡を頂き、その後、皆さんにご送付いたします調査票にご回答いただきたく存じます。

なお、対象妊産婦に関しましては、平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までに、福島県内の地方自治
体から母子健康手帳の交付を受けた方、ならびに福島県外の地方自治体から母子健康手帳を交付された方であつ
ても、福島県内に転居または滞在して 3 月 11 日以降に福島県内で妊婦健診を受けたり、分娩した方（いわゆる
里帰りをした方）を対象といたします。

調査票に対するご記入は妊産婦様ご本人に記入いただきたいのですが、ご不明な点につきましては下記事務局
が相談窓口となります。また、対象となられました妊産婦様におかれましては、下記事務局はじめ、妊産婦様専用
の相談窓口の設置が予定されており、これらが相談窓口となりますので、ご安心いただければと存じます。

何卒、この調査にご協力いただけますよう、お願い申し上げます。

敬具

県外へ移動された妊産婦様からの連絡先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00)

ホームページ <http://www.fmu.ac.jp/Welcome-s.html>